

## 「沖縄空手シンボルマーク」使用許諾に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は別紙記載の「沖縄空手シンボルマーク」(以下「本商標」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものである。

### (権利帰属)

**第2条** 本商標に係る一切の権利は、一般社団法人沖縄伝統空手道振興会(以下「沖縄伝統空手道振興会」という。)に帰属する。

- 2 本商標に係る商標権のほかそれに関連する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これに限定されない。)その他一切の知的財産権も同様に沖縄伝統空手道振興会に帰属する。

### (使用許諾に関する申請等)

**第3条** 本商標を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ沖縄伝統空手道振興会の許可をうけなければならない。

- 2 申請者は、使用許諾申請書(別紙様式第1号)に下記の関係書類を添えて、沖縄伝統空手道振興会に提出しなければならない。
- 3 有償による使用を行う場合には、沖縄伝統空手道振興会は、使用許諾申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、「沖縄空手シンボルマーク」商標使用許諾契約書(別紙様式第2号)により本商標に係る使用許諾契約を締結するものとする。
- 4 無償による使用を行う場合には、沖縄伝統空手道振興会は、使用許諾申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、「沖縄空手シンボルマーク」商標使用許諾通知書(別紙様式第3号)により本商標の使用を許諾するものとする。

### (使用許諾の制限)

**第4条** 沖縄伝統空手道振興会は、申請者及び申請の内容が次のいずれかに該当する場合は、本商標の使用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 沖縄空手及び沖縄伝統空手道振興会の信用やイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (5) 使用目的が明確でない場合

- (6) 申請者が良好な事業実施能力があると認められない場合
- (7) 本商標が著しく変形して使用されていると認められる場合
- (8) その他本商標の使用が適当でないと認められる場合

#### (使用許諾の期間)

**第5条** 本商標の使用許諾の期間は1年間とする。期間満了後、引き続き本商標を使用する場合は、改めて申請を行い、使用許諾を受けなくてはならない。

#### (商標使用料)

**第6条** 本商標の使用許諾の対価（以下「使用料」という。）は、当面の間、別表第一のとおりとする。ただし、別表第二による場合に限り、無償で使用することができる。

2 使用料の設定については、沖縄伝統空手道振興会において、適宜、見直しを行うことができるものとする。

#### (遵守事項)

**第7条** 使用者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容にのみ使用すること。
- (2) 許諾をうけた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 当該使用に係る完成品または写真を提出すること。
- (4) 本商標を商品等に使用する場合、本商標以外に当該商品等に下記クレジットを原則明示しなければならない。

（スペースがある場合）

Copyright©2022(一社)沖縄伝統空手道振興会, All Rights Reserved.

Copyright©2022OkinawaDentoKaratedoShinkokai, All Rights Reserved.

（スペースが少ない場合）

◎ (一社)沖縄伝統空手道振興会

◎ OkinawaDentoKaratedoShinkokai

- (5) 沖縄伝統空手道振興会が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (6) その他、沖縄伝統空手道振興会が定める要件。

#### (使用責任)

**第8条** 沖縄伝統空手道振興会は、本商標の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、本商標の使用に際し故意又は重大な過失により沖縄伝統空手道振興会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を沖縄伝統空手道振興会に賠償しなければなら

らない。

- 3 使用者は、本商標を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い沖縄伝統空手道振興会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

#### (使用の独占禁止)

**第9条** 本使用許諾の申請は、使用者が自己の商標登録又は意匠登録するなど、独占して本商標を使用する権利を付与するものではない。また、商品、使用者等について沖縄伝統空手道振興会が推奨するものではない。

#### (許諾取消し)

**第10条** 沖縄伝統空手道振興会は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾の取り消しを命じることができる。

- (1) 使用者が、使用上の遵守事項に違反した場合
  - (2) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (3) 申請内容と異なる本商標の使用をした場合
  - (4) その他、本商標の使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 沖縄伝統空手道振興会は、前項の規程による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

#### (経費等の負担)

**第12条** 沖縄伝統空手道振興会は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び実施に係る経費又は役務を負担しない。

#### (使用状況の調査)

**第13条** 使用者は、沖縄伝統空手道振興会から本商標の使用状況について調査依頼を受けた場合は、沖縄伝統空手道振興会が指定する期間までに使用状況を報告しなければならない。

#### (その他)

**第14条** この規程に定めるもののほか、本商標の使用に関し必要な事項は、沖縄伝統空手道振興会が別に定める。

附則 この規程は、令和5年10月19日から施行する。

附則 この規定は、令和5年12月25日から施行する。

### 別表第一

使用料金
販売小売価格(税込み)×生産(製作)数×5%

### 別表第二

団体等	使用目的
国、地方公共団体、その他公共団体	公用または公共用に使用するとき。
一般社団法人沖縄伝統空手道振興会加盟団体・道場	沖縄空手に係る大会、催事に使用するとき。
放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関	報道目的に使用するとき。(申請不要)
その他	沖縄空手の振興の観点から一般社団法人沖縄伝統空手道振興会が無償とすることが適当であると認められる場合。

様式第1号

年 月 日

(一社) 沖縄伝統空手道振興会 御中

沖縄空手シンボルマーク使用許諾申請書

住所	〒
(フリガナ) 法人・団体等名	
(フリガナ) 代表者	

沖縄空手シンボルマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

使用素材	<input type="checkbox"/> 沖縄空手シンボルマーク
使用目的	
①商品の名称・ 使用品の名称	
②販売小売価格 (税込み)	※販売がない場合は記載を省略 円
③生産数・ 製作数	
④販売金額合計 (②×③)	※販売がない場合は記載を省略 円
⑤販売ルート	※百貨店、専門店、量販店、Eコマース等 ※販売がない場合は記載を省略
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名： TEL： E-MAIL：
備考欄	

添付書類

- (1) 使用する商品等の見本または画像データ等(シンボルマークの使用状況がわかる資料)
- (2) 申請者(企業、団体等)の概要書
- (3) 暴力団の排除に係る誓約書
- (4) その他、沖縄伝統空手道振興会が必要と認める資料

## 様式第2号

### 「沖縄空手シンボルマーク」商標使用許諾契約書（有償契約）

一般社団法人沖縄伝統空手道振興会（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が有する商標権に関する非独占的な使用許諾について、次のとおり契約を締結する。

（許諾の内容）

第1条 甲は、乙に対し、甲が有する次の(1)の商標権にかかる登録商標（以下「本件商標」という。）の使用を、次の(2)から(6)の条件で許諾する。

(1) 商標権

登録番号 第6671888号  
登録商標 「沖縄空手シンボルマーク」

区分及び指定商品または指定役務 第〇類「〇〇〇〇」

(2) 本件商標の使用対象商品の商品名又は使用品の名称：「〇〇」

(3) 許諾使用权の種類：通常使用权

(4) 本件商標の使用態様：別紙のとおり

(5) 許諾地域：日本国内

(6) 許諾期間：本契約の有効期間内

（使用料）

第2条 乙は、甲に対し、前条に定める本件商標の使用許諾の対価（以下「使用料」という。）として、次の金額を、甲の請求に従い支払うものとする。なお、銀行口座への振り込みによる支払いをするときの振込手数料は、乙の負担とする。

使用料	〇〇〇円	
	(算定)	
	①販売小売価格 (税込み)	円
	②生産(製作)数	
	③販売金額合計 (①×②)	円
使用料 (③×0.05)	円	

2 乙は、使用料について別途該当の消費税額及び地方消費税額を当該使用料とともに支払うものとする。

(本件商標の使用)

第4条 乙は、第1条(2)の本件商標の使用対象商品に対する同条(4)の本件商標の使用態様及び使用方法、並びに「沖縄空手シンボルマーク」使用許諾に関する規程に従い本件商標を使用するものとする。

2 乙は、第1条(2)の本件商標の使用対象商品または同条(4)の本件商標の使用態様を変更するときは、事前に、甲から書面による承諾を得なければならない。ただし、同条(4)の本件商標の使用態様は、その大きさ、軽微なデザイン位置の変更に限り、事前の甲の書面による承諾を要しない。

3 本件商標を商品等に使用する場合、本件商標以外に当該商品等に下記クレジットを原則明示しなければならない。

(スペースがある場合)

Copyright©2022(一社)沖縄伝統空手道振興会, All Rights Reserved.

Copyright©2022OkinawaDentoKaratedoShinkokai, All Rights Reserved.

(スペースが少ない場合)

© (一社) 沖縄伝統空手道振興会

© OkinawaDentoKaratedoShinkokai

(報告義務)

第5条 乙は、本件商標の使用終了日から1ヶ月以内に、使用対象商品の販売数量、売上金額、その他甲の指定する事項を明らかにした報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の「甲の指定する事項」については、具体的内容について甲から書面による指示を受けなかったときは、この事項を報告する義務はないものとする。

3 乙は、本件商標の使用対象商品の販売に関し、報告書の正確性を検証する為に必要な事項を記載した帳簿を作成するものとする。

4. 甲は、報告書により知り得た情報を適切な使用がなされていたか否かを確認する為のみ使用するものとし、かつ、それらを第三者に開示しないものとする。

(使用状況等の調査等)

第6条 乙は、甲が本件商標の使用状況を調査するため、書類の提出を求めた場合、甲の指定する期間までに提出しなければならない。ただし、所定の期間内に提出することができないことについて正当な理由があると認められる場合には甲はその期間を延長することができる。

(使用責任)

第7条 乙は、本件商標の使用対象商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、これに対する全責任を負うものとし、甲に対し一切の迷惑を及ぼしてはならない。

2 乙は、本件商標の使用に際し故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

(権利帰属)

第8条 乙は、本件商標に係る商標権のほかそれに関連する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これに限定されない。)その他一切の知的財産権が、甲に帰属することを確認し、同意するとともにこれを争わない。

(地位の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、第1条の本件商標の許諾使用权を含む本契約上の地域並びに本契約から生じる如何なる権利及び義務をも、第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

2 乙は、第1条の本件商標の許諾使用权に基づき、第三者に本件商標の使用を許諾(再許諾)してはならない。

(契約期間)

第10条 本契約の有効期間は、契約締結日から令和〇年〇月〇日までとする。期間満了後、引き続き本件商標を使用する場合は、改めて申請を行い、使用許諾を受けなくてはならない。

(契約期間満了後の措置)

第11条 乙は、契約終了時点において、在庫中の本件商標の使用対象商品を有するときは、本契約終了日から30日以内に本契約終了時点において在庫中の本件商標の使用対象商品の種類及び内容に関する報告書を甲に提出し、且つ、その他本契約の定めに従うことを条件に、有効期間満了後6ヶ月以内に限り、本件商標を使用することができる。ただし、6ヶ月経過後は、当該商品を全て廃棄しなければならない。

(契約解除)

第12条 甲は、本契約の有効期間中といえども、乙が「沖縄空手シンボルマーク」使用許諾に関する規程第10条に基づき、使用許諾を取り消されたとき、または、次の各号の一つに該当する場合において、1ヶ月の猶予を与えて是正を催告し、当該期間内に是正されなかったときは、乙に対する書面による通知をもって、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 本契約の履行が困難であるとき

- (3) 本件商標の使用が十分でなく、その理由を乙が示さない、または、その理由が合理的根拠を欠くとき
- (4) 乙が、本件商標権の有効性を争い、または消滅を求める手続をしたとき
- 2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害が生じたときは、甲に対し、これを賠償する義務を負う。
- 3 乙は、本契約が解除された日の翌日以降は、本件商標を使用してはならない。

(保証)

- 第13条 甲は、乙に対し、第1条(1)の商標権の有効性(取消可能性を含む。)及び本件商標の使用が第三者の如何なる権利も侵害しないことを一切保証しない。
- 2 乙は、本件商標を使用することにより、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償等がなされた場合、乙の責任と負担で、これに対処、解決するものとし、これによって乙が負った如何なる負担も甲に求償することはできない。
  - 3 乙は、本件商標を使用するにあたり、第三者から許諾を得なければならないときは、自己の責任と負担により、当該第三者から許諾を得るものとし、これによって乙が負った如何なる負担も甲に求償することはできない。

(秘密保持)

- 第14条 乙は、本契約の履行上知り得た甲に関する情報を、本契約の履行にのみ使用し、甲の書面による事前の同意なく、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報は除く。
- (1) 情報の開示者から開示を受けた際、既に乙自らが有していたことを立証し得る情報
  - (2) 本契約締結時点において既に第三者が知っていたことを立証し得る情報及び本契約締結後に乙の違反行為によらずして第三者が知っていたことを立証し得る情報
  - (3) 乙が法律上正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
  - (4) 乙が、独自に獲得したことを立証し得る情報
- 2 前項の義務は、本契約終了後も存続する。

(協議事項)

- 第15条 本契約に定めなき事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し決定する。

(裁判管轄)

- 第16条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 沖縄県豊見城市豊見城854-1  
一般社団法人沖縄伝統空手道振興会  
理事長 印

乙 住所  
氏名（名称）  
代表者 印

様式第3号

年 月 日

「沖縄空手シンボルマーク」商標使用許諾書

(使用者) 殿

一般社団法人沖縄伝統空手道振興会  
理事長

登録番号 第 6671888 号の商標権について、下記の通常使用権を設定することを許諾します。

記

1 通常使用権の範囲

(1) 使用期間

年 月 日 から 年 月 日まで

(2) 使用内容

使用目的	
使用品の名称	
生産(製作)数	

(3) 使用条件等

(4) 使用対価 (使用許諾料)

無償

【沖縄空手シンボルマーク】

